第八・四十四条　アクセス及び利用

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が、合理的な、差別的でない並びに公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者が同様の状況において自己の同種のサービスに与える条件よりも不利でない条件で公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用を認められることを確保する。この義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が、一方の締約国において又は一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービス（専用回線を含む。）へのアクセス及びこれらの利用を認められることを確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該他方の締約国のサービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a)　当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b)　専用回線又は自営回線を、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと接続すること又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続すること。

(c)　サービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスが公衆一般にとって利用可能であることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

3　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が、一方の締約国における及び一方の締約国の国境を越える情報の移動（当該他方の締約国のサービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの締約国又はＷＴＯの他の加盟国においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4　3の規定にかかわらず、締約国は、通信の安全及び秘密を確保するために必要な措置をとることができる。ただし、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

5　各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスを提供する責任、特に、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする当該提供者の能力を確保するために必要な場合

(b)　公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

6　5に定める基準を満たす場合においては、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用の条件には、次の事項を含めることができる。

(a)　公衆電気通信の伝送サービスの再販売又は共同利用の制限

(b)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(c)　必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び第八・五十五条に定める目標の達成を促進するとの要件

(d)　公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件

(e)　専用回線又は自営回線を、公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスと接続すること又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続することの制限

(f)　届出、許可、登録及び免許

第八・四十五条　番号ポータビリティ

各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、適時に、かつ、合理的な条件で、移動端末サービス及び自国が指定する他のサービスについて、番号ポータビリティを提供することを確保する。

第八・四十六条　再販売

締約国は、公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対してその公衆電気通信の伝送サービスを再販売のために提供することを要求する場合には、当該提供者が、当該公衆電気通信の伝送サービスの再販売に対し、不合理な又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第八・四十七条　ネットワークの設備の利用を可能とすること及び相互接続

1　両締約国は、ネットワークの設備の利用を可能とする（注）こと及び相互接続が原則として関係する公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の間の商業的な交渉に基づいて合意されるべきであることを認識する。

注　この条の規定の適用上、「ネットワークの設備の利用を可能とする」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の提供者に対し、公衆電気通信の伝送サービスの提供のため、定められた条件に従って設備又はサービスを利用可能なものとすることをいうものとし、能動的若しくは受動的なネットワーク構成要素、関連設備又は仮想ネットワーク・サービスの利用、コロケーション又は他の形態の関連設備の共同利用、専用回線の利用及び細分化された特定のネットワークの設備又は構成要素（加入者回線を含む。）の利用を含めることができる。

2　一方の締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するための相互接続の交渉を行う権利を有し、及び他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者から要請があった場合には、当該交渉を行う義務を負うことを確保する。一方の締約国は、自国の規制当局に対し、必要な場合には、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に相互接続を提供することを義務付ける権限を与える。

3　締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって、ネットワークの設備の利用を可能とするもの又は相互接続を提供するものに対し、同種のサービスについて他の提供者に対する条件と異なる条件を提示することを義務付け、又は提供されるサービスに関連しない義務を課する措置を採用し、又は維持してはならない。

第八・四十八条　主要なサービス提供者に関する義務

1　各締約国は、提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適当な措置を採用し、又は維持する。当該反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a)　反競争的な内部相互補助を行うこと。

(b)　競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(c)　不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって、他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者にとって適時に利用可能なものとしないこと。

2　一方の締約国は、自国の規制当局に対し、適当な場合には、自国の領域内の主要なサービス提供者が他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して、次の事項について、関係する主要なサービス提供者が同様の状況において自己の子会社又は提携する会社に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを義務付ける権限を与える。

(a)　同種の電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質

(b)　相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性